

## 国立大学法人東京外国語大学コンプライアンス委員会規程

令和6年3月26日  
規則 第59号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学コンプライアンス基本規則（平成26年規則第34号）第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定及び総括に関する事
- (2) コンプライアンスの推進に係る組織運営体制の整備に関する事
- (3) コンプライアンスの推進に係る啓発に関する事
- (4) コンプライアンスに係る通報事案の処理に関する事
- (5) コンプライアンスに係る通報事案の再発防止に関する事
- (6) その他コンプライアンスの推進等に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 事務局長
- (5) 総務企画部長
- (6) 学務部長
- (7) 監査室長
- (8) その他学長が必要と認めた者

2 前項第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、第3条第1項の者のうちから、委員長があらかじめ指名する者をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

2 監事は、委員会に陪席することができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係各課等の協力を得て、総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。